

クサビ緊結式足場の組立て及び使用基準

最近あった質問

- ・墜落・飛来落下防護策について技術情報を教えて欲しい
- ・防護策に使用するレンタル機材はあり



作業通路①

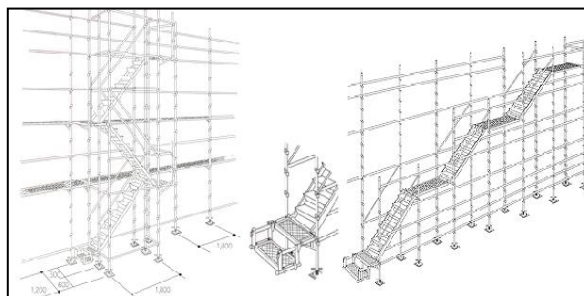


作業通路②

- ① 各作業床の端部には作業床からの高さが90cmの位置に手摺を設ける事
またその手摺と作業床の中間付近に中棧を設け2段手摺とする
- ② 出窓等の建物の形状により、足場の設置が困難な場合には必ずエンドストッパー
及び落下防止処置を行う事
- ③ 落下防止水平ネットの仕様は(目合:15×15)仮設工業会認定品とする
緊結線はポリエステルスパン糸のΦ4mmを使用の事



階段



階段踊り場の設置例

- ④ 階段部分には手摺、中棧を設ける事。また踊り場を
高さ3.6m毎(2層毎)に設置とする
- ⑤ 下部が第三者の出入口となっていたりして作業床の下部が共用廊下
・歩道等で第三者が歩行する箇所に措いては落下の防止処置を施す
また落下防止位置は、ベニア及びコンパネ仕様の作業床兼用とする事を
禁止とする。止むを得ず作業床兼用の場合には段差を生じても布板を
組み必ずズレ防止処置を行なう事。また作業時の巾木の必要性も要検討し
細心の注意を払う事
- ⑥ 屋上の最高部の手摺及び建柱の高さは足掛箇所から1m以上として建物と
足場の間隔は30cm以下とする
- ⑦ 墜落防護施設または設備として巾木の措置を行う事。但し作業床と躯体との
間隔が30cm以内なのと隙間に2段毎の墜落防止ネットが設けられている場合
には、内側の巾木を省略できる事とする

防護策に使用する機材の一例【タラップガード】



タラップガード(階段開口部手摺)参考写真1



タラップガード(階段開口部手摺)参考写真2